

2010年4月9日

No.105

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: [www.s-mataichi.com](http://www.s-mataichi.com)

## 決算委員会 省庁個別審査はじまる（4月5日） 又市副党首 独法・公益法人改革を質す

### 天下りの実態についての認識、役員公募の評価を質問

又市副党首は、独法役員640人中、退職公務員189人、全体の29.5%、国からの出向者数は85人で同13.3%、独法のOB165人で同25.8%等の天下りの実態を指摘し、枝野大臣の見解を求めました。また昨年から暫定的に実施されている独法役員の新公募制の評価を質しました。

枝野行政刷新担当大臣は、国家公務員出身者が多数在籍していることは問題が大きい。こうした状況を抜本的に見直すと答弁しました。独法の役員公募制については、外部の有識者による選考、独法改革に意欲のある人物の選任を進めていると理解を求めました。

### 独法の資産、公益法人の調査研究事業について

又市副党首はさらに、独法の事業規模とは釣り合いの悪い資産の処理（国庫への返納等）を求めるとともに、国が政府関連公益法人に発注する調査研究事業の入札の競争性が低いこと、再委託が多いこと、また成果の公表率が低いこと（4割弱）を取り上げ、成果物が公表されないのは、公表に値しない調査の発注疑惑、天下りのための資金を流すために調査を発注しているとの疑念を抱かせると指摘しました。

枝野大臣は、日本の財政状況を考慮した場合、資金を遊休させておくことはできないので国庫への返納、あるいは資産の売却を考えていると答弁しました。そして事業仕分第二弾等を通して、返納できる遊休資産は返納させるとの決意を表明しました。

### 昨年の仕分けへの意見は活かされるのか。雇用問題への対処は



又市副党首は昨年の事業仕分けの透明性を評価しつつ、その方法、仕分けメンバーの人事、結論について意見もあったと指摘、それらの意見をどう活かすのか質しました。さらに独法・公益法人の抜本的な見直しによって雇用問題が発生する場合、前例にならない総理を責任者とする対策本部を設置する等の対処を求めました。

枝野大臣は、前回の仕分け作業に当たる民間人の選定には時間がなかった。今回はあらかじめ選定基準を設けたいと答弁しました。さらに独立行政法人等の改革に当たっては雇用対策について万全を期すと述べました。